

函館工業高等専門学校アントレプレナーシップ教育推進室要項

令和5年3月24日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)**KOSEN**コモンズセンター規程（令和5年3月24日函高専達第20号。以下「センター規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、本校アントレプレナーシップ教育推進室(以下「教育推進室」という。)に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 教育推進室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 アントレプレナーシップ教育に関する企画、立案及び支援に関すること。
- 二 アントレプレナーシップ教育に係る学科等及び各委員会等との連絡調整に関すること。
- 三 アントレプレナーシップ教育の検証に関すること。
- 四 その他アントレプレナーシップ教育に関すること。

(組織)

第3条 教育推進室に、センター規程第5条第1項で定める室長のほか、次に掲げる者を置く。

- 一 室員
- 二 その他校長が必要と認めた者

(室員)

第4条 室員は、次に掲げる者とし、室長の命を受け、その業務を処理する。

- 一 各学科（生産システム工学科を除く。）、一般系並びに生産システム工学科の各コースの教員（室長が所属する学科等を除く。）

2 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 教育推進室の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、教育推進室に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。